

令和 8 年度

七尾港 第二号灯浮標ほか 3 基交換工事

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第一章 工 事 概 要

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 工事件名 | 七尾港第二号灯浮標ほか3基交換工事 |
| 2 | 工事概要 | 灯浮標の全交換工事 4基
(1) 灯浮標一式交換 4基
(2) 全交換工事に伴う設置及び引揚資材整備 4基 |
| 3 | 工事場所 | (1) 七尾港第二号灯浮標 (石川県七尾市七尾港)
(2) 七尾港第八号灯浮標 (石川県七尾市七尾港)
(3) 七尾港第十三号灯浮標 (石川県七尾市七尾港)
(4) 七尾港第十九号灯浮標 (石川県七尾市七尾港)
(5) 七尾大田浮標置場 (石川県七尾市大田112) : 整備場所 |
| 4 | 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで |
| 5 | 管理事務所等 | (1) 標識管理事務所
七尾海上保安部交通課
〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部173
電話 0767-53-7118
(2) 七尾大田浮標置場管理事務所及び発注元
第九管区海上保安本部交通部整備課
〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
電話 025-285-0118 (内線: 2667) |

第二章 一 般 共 通 事 項

- | | |
|--------------------|--|
| 1 適用範囲 | <p>(1) 本工事の施工にあたって本仕様書に記載されていない事項は、図面及び「灯浮標等設置工事共通仕様書（海上保安庁交通部整備課（平成27年1月15日制定）（以下「共通仕様書」という。））」、港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局編集）、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び（電気設備工事編）」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）、「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通大臣官房技術調査課電気通信室編集）による。</p> <p>(2) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。</p> |
| 2 設計図書 | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。 |
| 3 監督職員及び検査職員 | 監督職員及び検査職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員及び検査職員をいう。 |
| 4 疑義に対する協議 | 設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。 |
| 5 現場の納まりなどの関係による協議 | 現場の納まり、取合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督職員と協議する。 |
| 6 諸届 | 法令・条例・諸法規等により手続きが必要な場合は、工事工程に支障を及ぼさないように遅滞なく手続きを行う。
また、これに要する緒費用も負担する。 |
| 7 現場代理人及び主任技術者 | <p>(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。</p> <p>(2) 現場代理人及び主任技術者の経歴書を監督職員に提出する。</p> |
| 8 工事現場の安全衛生管理 | <p>(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。
ただし、別に責任者を定めた場合は、これに協力する。</p> <p>(2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。</p> |
| 9 災害及び公害の防止 | <p>工事に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</p> <p>(2) 公害の防止に努める。</p> <p>(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。</p> <p>(4) 気象等の変化に注意し、事故の防止に努める。</p> |

	(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。 (6) 第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。
10 その他	(1) 電子データの提出は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。 また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。 (2) 第九管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話メールによる迅速な入手が可能となり、本工事の安全管理に有効な手段であるため、左記の二次元コードからアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用する。
	
11 臨機の処置	災害又は、公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
12 養生	在来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は、損傷の恐れのあるものは、適正な方法で養生を行う。
13 工程表	契約後速やかに、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
14 施工計画書	契約後速やかに、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することが出来る。
15 施工図、原寸図、見本その他	施工図、原寸図、見本その他は、必要に応じて速やかに監督職員に提出し、承諾を受ける。
16 職方への指示	実施工程表、施工計画書、施工図、原寸図、見本等は、関係する職方に周知徹底させる。
17 材料	(1) 材料は、新品とし、19により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。 (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。 (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又はJISの規格証明書の添付されたものとする。 (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
18 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。
19 材料の検査	(1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料

	については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
20 材料検査に伴う試験	(1) 試験は次の場合に行う。 ① 設計図書に定められた場合。 ② 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (2) 供試体は、監督職員の指示を受けて製作する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適正な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。 (4) 試験を完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
21 施工	施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、原寸図などに従って行う。
22 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提示する。
23 施工の検査	施工の検査は、次の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員が指示した工程に達した場合
24 施工の立ち会い	施工後の検査が不可能又は困難な箇所の施工、監督職員から指示された重要部分の施工及び設計図書に定められた場合にあっては、原則として監督職員の立ち会いを受ける。
25 施工に伴う試験	施工に伴う試験は、次の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
26 後片付け及び清掃	施工終了後、現場の後片付け及び清掃を行う。
27 工事報告	工事の進捗、材料の搬入・搬出、作業員の作業、気象条件などを記載した報告書を、原則として、毎週作成し、監督職員に提出する。
28 完成書類	工事着手前から工事完了までの各工程順に撮影し、A4ファイルに整理して監督職員に1部提出する。 特に、工事完成後、海中に没する部分や外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するようにスケール、ポール及び箱尺などを同時に撮影する。 なお、各種書類、写真等は電子データでCD-R等の記録媒体に記録して提出する。

29 官給品	工事にあたり官給品がある場合は、次の措置を施す。 (1) 官給品を受領した際は、「官給物品受領書」を提出する。 (2) 保管場所。保管方法等について監督職員から指示を受けた場合、必要な措置を施す。 (3) 官給品を使用したときは「官給物品精算書」を提出する。
30 撤去品及び発生材	撤去品及び発生材があった場合は、次の措置を施す。 (1) 監督職員の指示に従う。 (2) 撤去品が発生した際は「撤去品等発生通知書」を提出する。 (3) 監督職員の指示により、引き渡しを要しないものは、関係法令に従い受注者の責任において適切に処理する。
31 完成検査	検査にあたっては、現場代理人立会いのもと検査職員の検査を受ける。 (1) 監督職員は、工事検査に先立って請負者に対して検査日を事前に連絡するものとする。 (2) 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、検査を行うものとする。 (3) 検査職員が修補の必要があると認めた場合、請負者は直ちに修補して検査職員の検査を受けなければならない。
32 工事实績情報サービス (CORINS) への登録	契約後速やかに工事实績情報サービスへの登録内容について監督職員の確認を受け、以下の期間内に登録機関へ登録申請を行う。 ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。 (1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内 なお、登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。
33 監督職員等の海上運送	工事の履行に際し、海上運送が必要となる場合は、自社船、不定期航路事業で使用する船舶又は定期傭船契約した船舶等を利用して監督職員、検査職員等を運送するものとする。 事前に船舶検査証、船舶操縦免許証、不定期航路事業の許可書の写し、用船者との契約書の写し等を提出する。
34 管理事務所	施工に際し、前もって所管の管理事務所と協議し、航路標識業務に支障を与えないように配慮する。 航路標識業務に支障をきたした場合又はそのおそれのある場合は、監督職員と協議し施工を中止し、対応策を講ずる。
35 灯火等	施工に際し、灯火に直接影響を及ぼす作業については、監督職員の許可、又は立ち会いのうえ行う。
36 施設等の保全	施工にあたっては、付帯設備に損傷を与えてはならない。 万一、損傷を与えた場合、請負者の責任において速やかに原形に復旧する。

第三章 工 事 仕 様

3-1 設置資材整備

1 設置資材整備

別表1 設標標識・取付取外機器一覧表及別図により取り付ける。

2 官給品

官給品及び官給品引き渡し場所は、官給品内訳書のとおりとする。

3 頭標取付

頭標は、頭標取付金具支柱で組み立て踊場手摺の頭標取付金具座に、付属のナットで堅固に取り付ける。

4 LED浮標灯器 取付

(1) LED浮標灯器は、踊場の灯ろう取付台へ付属のボルトナットを用いて堅固に取り付け、浮体内部へ取り付けた灯浮標用ソーラーシステム制御器まで、図示のとおり配線を行う。

(2) 水滴等は灯器内部回路の劣化原因となるため、電線の引込部、灯器の各パッキン部等の気密、水密に十分注意して施工する。

なお、雨水若しくは波浪の飛沫が侵入する恐れがある場合は、原則として施工しない。

やむを得ず施工の必要がある場合は、監督職員の承諾のもと、これらの侵入がないように注意し、灯器内蔵の乾燥剤と同等品を内部に封入する。

5 GPS型同期点滅 制御装置取付 (LED浮標灯 器付属品)

GPS型同期点滅制御装置は、踊場手摺へ付属の取付金具及びボルトナットを用いて堅固に取り付け、LED浮標灯器内端子台まで図示のとおり配線を行う。

6 灯浮標用ソー ラーシステム 取付

(1) 太陽電池モジュール

太陽電池モジュールは、表面を遮蔽物（ダンボール紙等、以下同じ）で覆った後、踊場へ太陽電池モジュール取付台を使用し堅固に取り付ける。ボルトの余長にはナット脱落防止スプリングなどを取り付ける。

(2) 灯浮標用ソーラーシステム端子箱

灯浮標用ソーラーシステム端子箱は、踊場の灯ろう台側面の端子箱取付座に、付属のボルトナットを用いて堅固に取り付ける。

(3) 灯浮標用ソーラーシステム制御器

灯浮標用ソーラーシステム制御器は、浮体内部の制御器取付座に、付属のボルトナットを用いて堅固に取り付ける。

(4) 配線

太陽電池モジュール、灯浮標用ソーラーシステム端子箱、灯浮標用ソーラーシステム制御器間を図示のとおり配線を行う。

灯浮標用ソーラーシステム制御器の温度センサー端子を蓄電池に取り付ける。

なお、配線の接続にあたっては、太陽電池モジュールの表面が遮蔽物で覆われていること及び灯浮標用ソーラーシステム制御器の電源スイッチが「断」であることを確認した後に行う。

7 蓄電池取付

- (1) 蓄電池は、蓄電池ラックを浮体内部の蓄電池ラック取付座に所要数量の蓄電池ラックを堅固に取り付け3個ずつ納める。

なお、各蓄電池間及び灯浮標用ソーラーシステム制御器までの配線は、図示のとおり配線を行う。

- (2) 取り付け前に各蓄電池の端子電圧（基準電圧2.23V/セル）を測定し、電圧が低下している場合は充電を行う。

8 特定小電力型監視装置取付

- (1) 特定小電力型監視装置は、灯ろう台側面の監視装置取付座に付属のボルトナットを用いて堅固に取り付ける。

- (2) 通信用空中線取付金具（GPS用）は図示に従い制作し頭標取付金具にUボルトで堅固に取り付ける。

- (3) 通信用空中線（GPS）は、通信用空中線取付金具（GPS用）に付属のボルトナット2組で堅固に取り付ける。

- (4) 通信用空中線（LoRa）は、付属の通信用空中線取付金具（LoRa用）を用い頭標取付金具に堅固に取り付ける。

9 中心筒閉塞版取付

中心筒閉塞板は、浮体部中心筒へ調達したボルトナットで堅固に取り付ける。

10 結線

- (1) 結線は原則として監督職員立会いのもとに行う。

- (2) 結線は、使用する電線に適合した圧着スリーブ、圧着端子、電線コネクタ等の接続材料及び工具を使用する。

- (3) 電線被覆の剥ぎ取りは、電線の内部被覆及び芯線を傷つけないように施工する。

- (4) 灯浮標用ソーラーシステム制御器及び同端子箱内の電線は、接続先を明示する。

11 各機器の動作確認

- (1) 蓄電池電圧

電圧計にて各蓄電池の端子電圧及び総合電圧（蓄電池群の両端電圧）を確認する。

- (2) 灯浮標用ソーラーシステム

太陽電池モジュールの表面遮蔽物の取り外し、灯浮標用ソーラーシステム制御器の電源スイッチを「接」にし、灯浮標用ソーラーシステ

ム制御器にて各電圧・電流値を確認する。

(3) LED浮標灯器

LED浮標灯器内の端子台で電圧確認後、日光弁受光部を遮蔽して、正常に点灯することを確認する。

(4) 特定小電力型監視装置

特定小電力型監視装置の電源スイッチを「接」にし、各保安部の監視入力装置に灯火の状態、位置、蓄電池電圧が表示されることを確認する。

3-2 全交換工事

1 工事作業許可申請等

全交換工事に先立ち、港長への作業許可申請等は遅滞なく提出し、工事開始予定日に間に合うよう許可を得ておくものとする。

2 設標工事日の連絡

設標工事の日程は、事前に監督職員に連絡する。

なお、設標工事においては、航路標識の運用を休止しないので、関係者との連絡は密にする。

3 気象、海象の確認

設標工事に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、安全等に十分注意して施工する。

4 安全監視船

(1) 現場海域における安全確保のため、安全監視船を配置する。

(2) 設標工事に際しては、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努め、航行する船舶を警戒するとともに、通航船や航走波の接近を作業船に随時連絡するものとする。

5 碇置位置

碇置位置は別表1 設置標識・機器取付取外一覧表の告示位置による。

6 位置測定

(1) 位置測定方法及び精度は、GPS等による位置測定程度とする。

(2) 設標後、設標位置（緯度経度）及び水深（計測時刻を含む）を監督職員に報告するとともに、その値を完成図書に添付する。

7 旧標体の引揚

(1) 引き揚げの際、鉄鎖吊金具の取り付け後は、確実に加重が移ったことを確認してから次の作業にかかること。

(2) 標体の揚収後、標体と水中接続物を分離する。

この際、末端部を固縛し海中転落させないように注意する。

(3) 沈錘の地切り時は細心の注意を払い、急激な揚力を加えてはならない。

8 新標体の碇置	(1) 標体及び沈鍾への水中接続具の接続は、別図に従って行う。 なお、接環の接続は、プランジャーの向きを間違わないように正確かつ確実に行う。 また、鉄鎖間を接続する接環は全周を溶接する。 (2) 沈鍾の設置に際しては、沈鍾を作業船上より直接投下せず、ワイヤロープ等を徐々に伸ばして、沈鍾が海底に接地した後ワイヤロープ等を開放する。 (4) 作業を実施するにあたって、付近海域の水深、潮流及び海象状況等を十分に把握し、安全確保に努める。
9 新標体設置後の確認	(1) 設標工事完了後、標体等に異常がないことを確認する。 なお、異常を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、指示を受ける。 (2) 設標工事完了後、灯器の点灯確認及び監督職員が指示する項目の確認を行い、正常に機能することを確認する。
3-3 引揚資材整備	
1 引揚資材整備	別表1 設標標識・取付取外機器一覧表により取り外す。
2 共通事項	引揚標体から機器等及び配線等を撤去し、機器等は拭き取り清掃を行い、取り外した全てのボルトナットを洗浄、整備し規格ごとに仕分けして監督職員の指定する場所に納める。
3 撤去品	撤去品及び撤去品納入場所は、撤去品内訳書のとおりとする。
4 頭標取外	頭標は、別図を参照に取り外す。取り外した頭標は所定の場所に納める。
5 LED浮標灯器取外	LED浮標灯器は、別図を参照に取り外す。取り外したLED浮標灯器は所定の場所に納める。
6 灯浮標用ソーラーシステム取外	太陽電池モジュール、灯浮標用ソーラーシステム端子箱、灯浮標用ソーラーシステム制御器は別図を参照に取り外す。取外した機器は所定の場所に納める。
7 蓄電池取外	蓄電池は、別図を参照に蓄電池ラックから取り外す。取外した蓄電池は所定の場所に納める。

8 引揚標体等整備

- (1) 引揚標体・資機材は、資機材積み降し場所から受注者所有地等まで運搬し、受注者所有敷地等において、別表2のとおり入念に海藻及び貝類のかき落としを行った後、真水により高圧洗浄する。
- (2) 前項の作業で発生した貝類等は、関係法令等に従って適切に処理する。
- (3) 接環は、かき落とし終了後、分解清掃及び組立を行う。
- (4) 整備が終了した標体・資機材は、七尾大田浮標置場まで運搬し、監督職員の指示する場所に納める。
- (5) 標体は、回転及び転倒防止のため、台木等により固定する。

9 計測

- (1) 標体及び資機材について計測を行う。
 - ①標体：引揚分
 - ②鉄鎖・水中接続具：設標分、引揚分
 - ③沈錘：引揚分
- (2) 計測は、超音波厚計及びノギス等を用いて計測し、計測結果を1部提出する。

計測要領及び計測表は、別途監督職員から配布する。

官 給 品 内 訳 書

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
標体	L-2	基	1	七尾大田浮標置場
標体	L-1	基	3	七尾大田浮標置場
鉄鎖	38mm	m	50	七尾大田浮標置場
鉄鎖	32mm	m	87.5	七尾大田浮標置場
水中接続具	三ツ目環 32mm×14m	房	1	七尾大田浮標置場
水中接続具	三ツ目環 30mm×14m	房	1	七尾大田浮標置場
水中接続具	三ツ目環 30mm×12m	房	2	七尾大田浮標置場
水中接続具	転環 38mm	個	1	七尾大田浮標置場
水中接続具	転環 32mm	個	3	七尾大田浮標置場
水中接続具	接環 38mm	個	6	七尾大田浮標置場
水中接続具	接環 32mm	個	17	七尾大田浮標置場
沈錘	RC8t	個	1	七尾大田浮標置場
沈錘	RC4t	個	3	七尾大田浮標置場
LED浮標灯器	Ⅱ型緑	個	2	七尾大田浮標置場
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	2	七尾大田浮標置場
太陽電池モジュール	20W	面	12	七尾大田浮標置場
灯浮標用ソーラーシステム端子箱	12V 3A	個	4	七尾大田浮標置場
灯浮標用ソーラーシステム制御器	12V 100W	個	4	七尾大田浮標置場
蓄電池	MSE-150（長寿命）	個	24	七尾大田浮標置場
頭標	円筒Ⅰ型	個	2	七尾大田浮標置場
頭標	円錐Ⅰ型	個	2	七尾大田浮標置場
頭標取付金具	1個用	組	4	七尾大田浮標置場
特定小電力型監視装置	KUD-2C	個	4	七尾大田浮標置場

件 名：七尾港第二号灯浮標ほか3基交換工事
 官 給 元：第九管区海上保安本部・七尾海上保安部
 引渡場所：備考記載のとおり

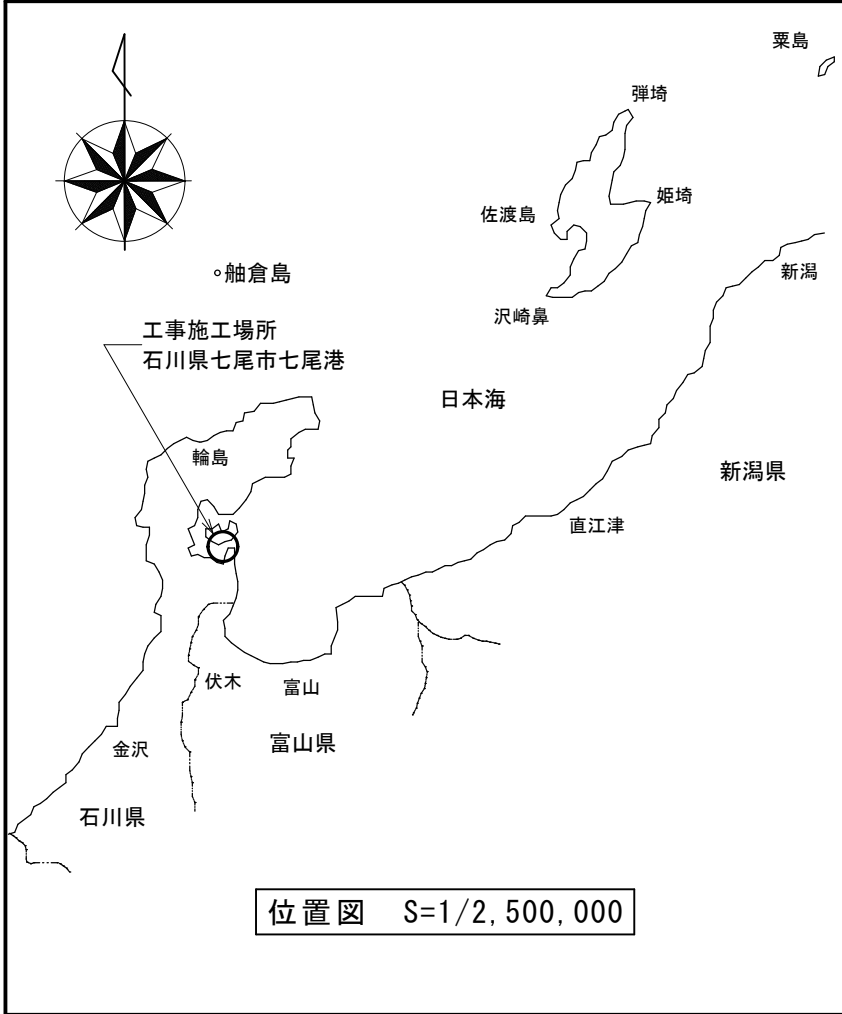
撤 去 品 内 訳 書

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
標体	L-2	基	1	七尾大田浮標置場
標体	L-1	基	3	七尾大田浮標置場
鉄鎖	38mm	m	50	七尾大田浮標置場
鉄鎖	32mm	m	87.5	七尾大田浮標置場
水中接続具	三ツ目環 32mm×12m	房	1	七尾大田浮標置場
水中接続具	三ツ目環 30mm×14m	房	2	七尾大田浮標置場
水中接続具	三ツ目環 30mm×12m	房	1	七尾大田浮標置場
水中接続具	転環 38mm	個	1	七尾大田浮標置場
水中接続具	転環 32mm	個	3	七尾大田浮標置場
水中接続具	接環 38mm	個	6	七尾大田浮標置場
水中接続具	接環 32mm	個	17	七尾大田浮標置場
沈錘	RC8t	個	1	七尾大田浮標置場
沈錘	RC4t	個	3	七尾大田浮標置場
LED浮標灯器	Ⅱ型緑	個	2	七尾大田浮標置場
LED浮標灯器	Ⅱ型赤	個	2	七尾大田浮標置場
太陽電池モジュール	20W	面	14	七尾大田浮標置場
灯浮標用ソーラーシステム端子箱	12V 3A	個	4	七尾大田浮標置場
灯浮標用ソーラーシステム制御器	12V 100W	個	4	七尾大田浮標置場
蓄電池	MSE-150（長寿命）	個	24	七尾大田浮標置場
頭標	円筒Ⅰ型	個	2	七尾大田浮標置場
頭標	円錐Ⅰ型	個	2	七尾大田浮標置場
頭標取付金具	1個用	組	4	七尾大田浮標置場

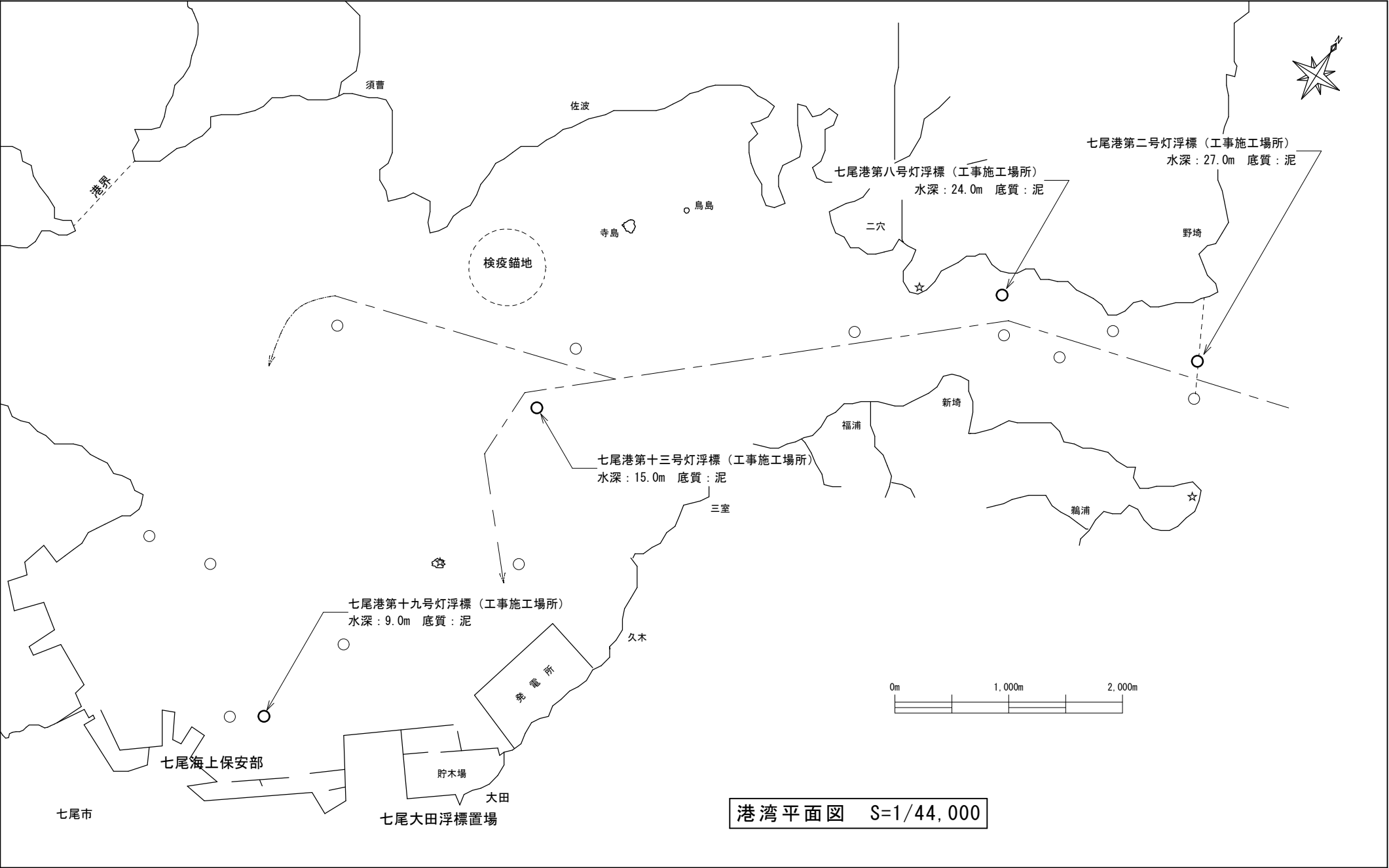
件 名： 七尾港第二号灯浮標ほか3基交換工事

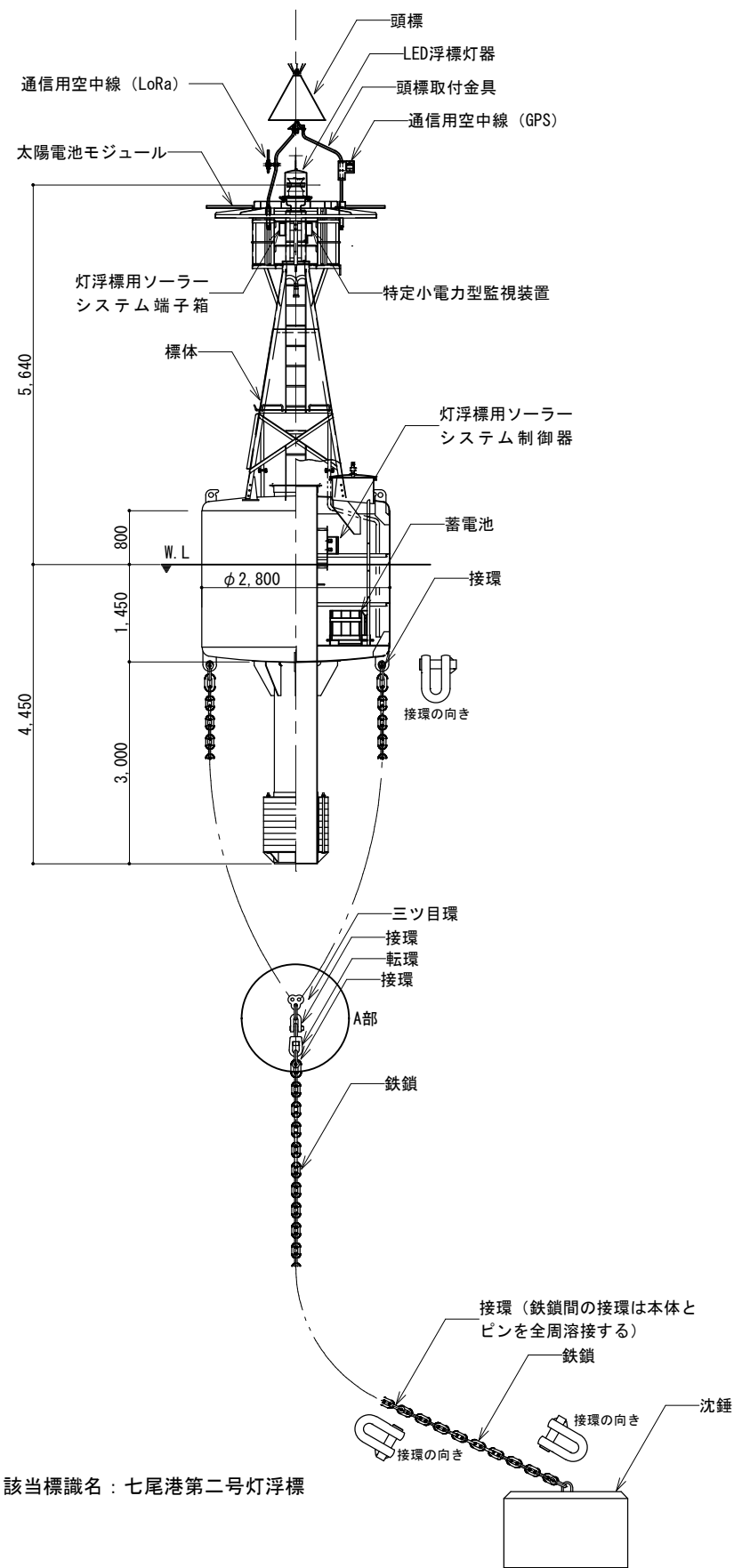
返 納 先： 第九管区海上保安本部

返納場所： 備考記載のとおり



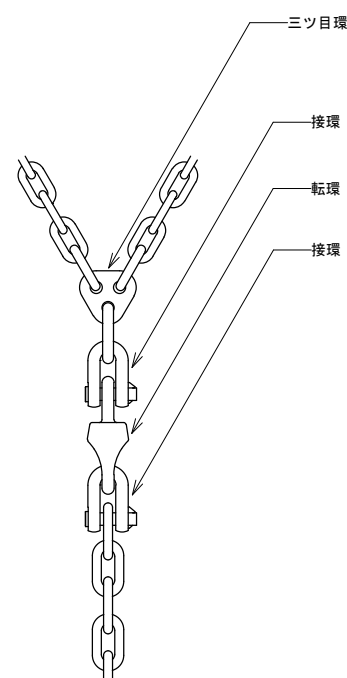
工 事 概 要			
本工事は、七尾港第二号灯浮標ほか3基の全交換工事を行うものである。			
1	灯浮標一式交換	4	基
2	全交換工事に伴う設置及び引揚資材整備	4	基



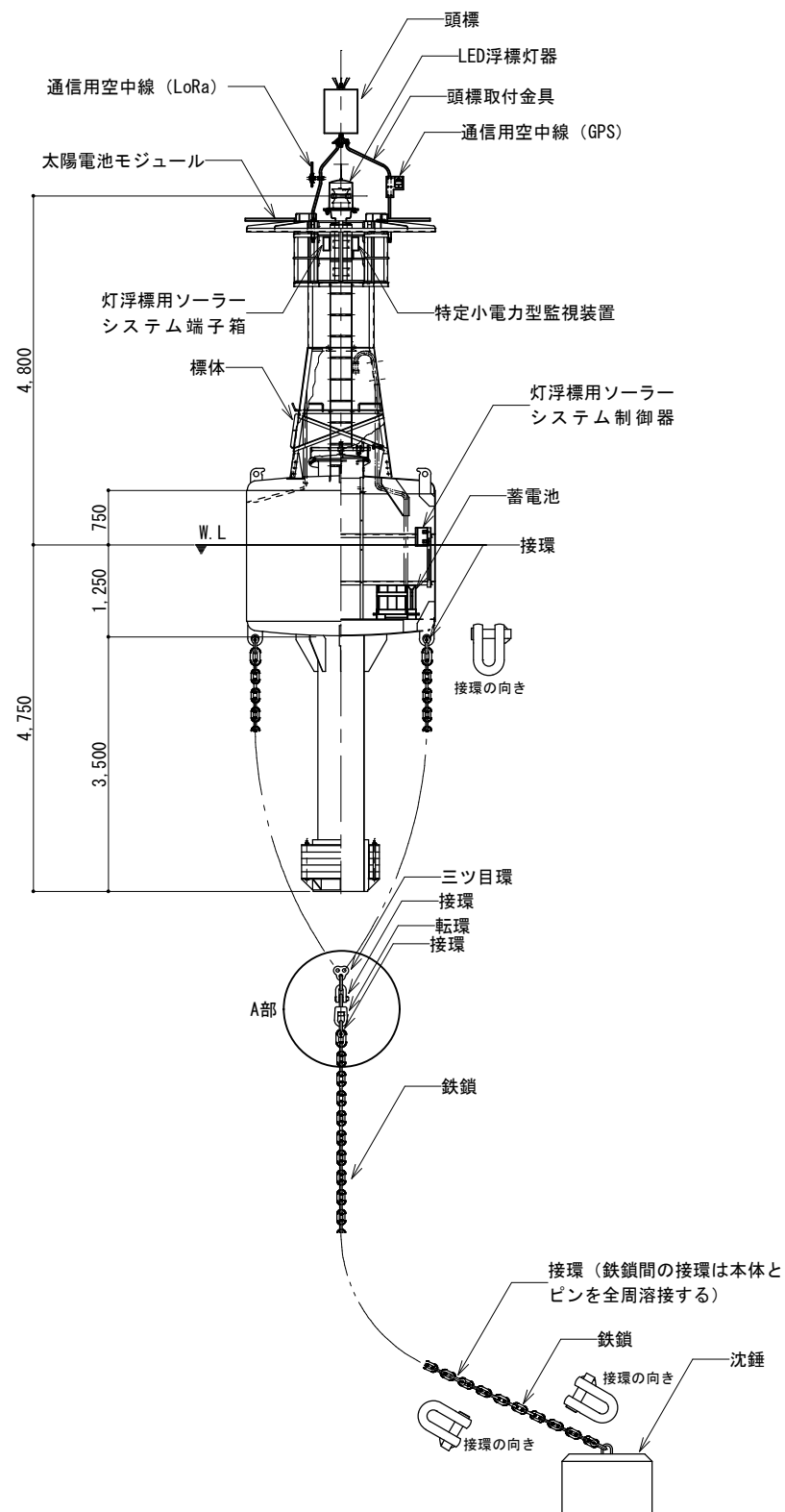


該当標識名：七尾港第二号灯浮標

浮標碇置図（L-2型） S=1/100



A部詳細図



該当標識名：七尾港第八号灯浮標
七尾港第十三号灯浮標
七尾港第十九号灯浮標

浮標碇置図（L-1型） S=1/100

令和8年度

件名 七尾港第二号灯浮標ほか3基交換工事

図面名称 浮標碇置図（L-2型） 浮標碇置図（L-1型） A部詳細図

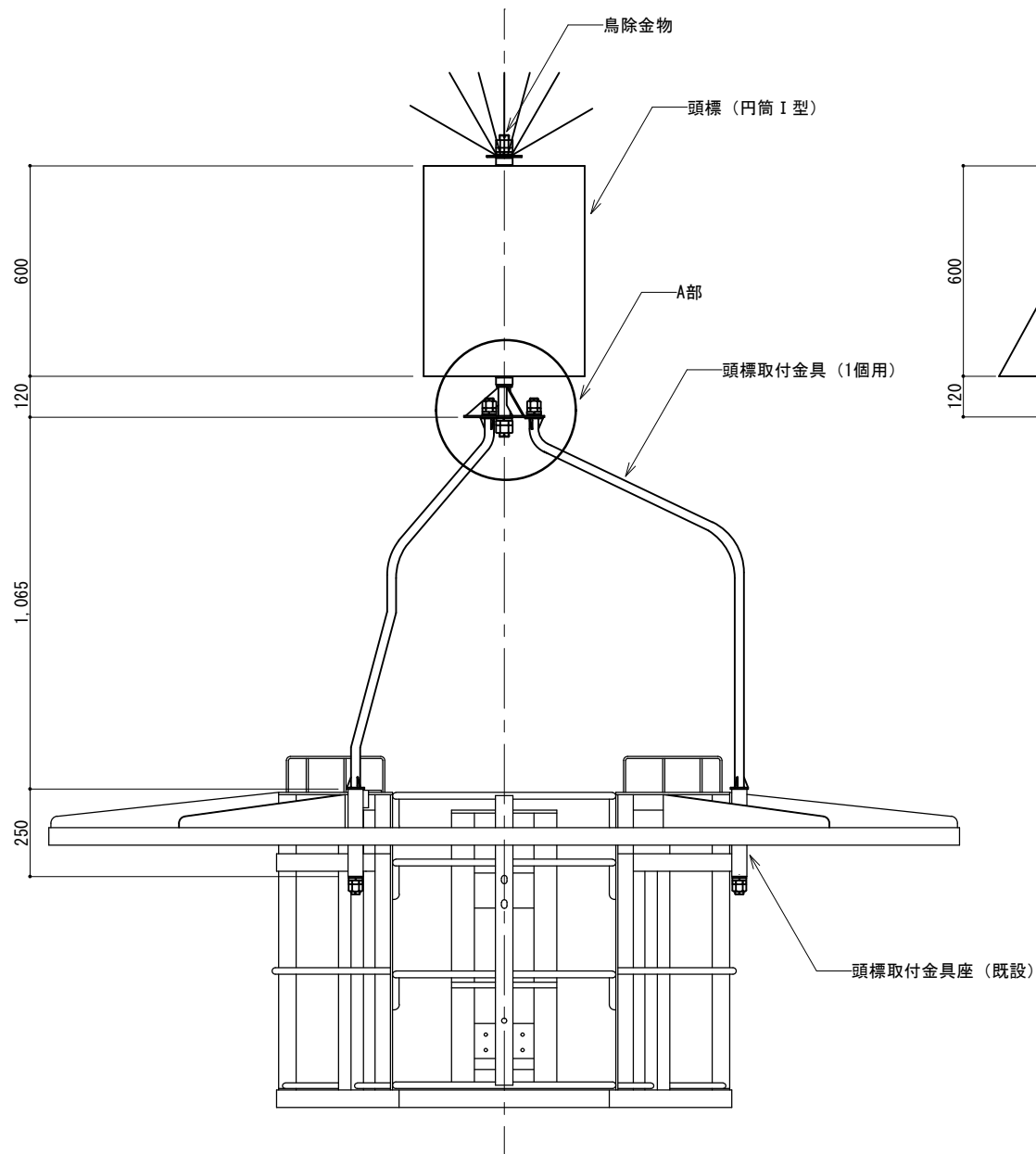
縮尺

図示

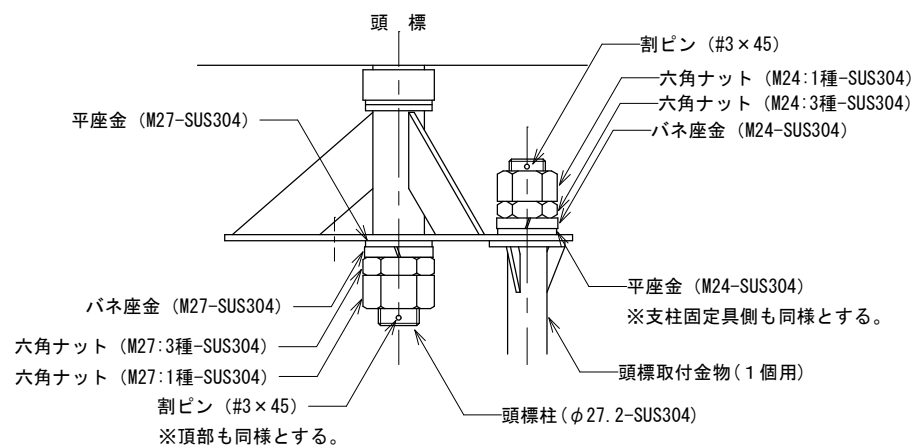


第九管区海上保安本部

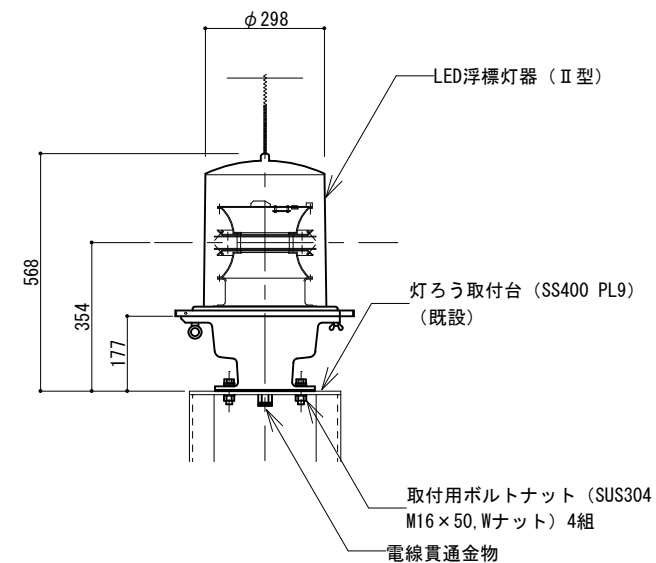
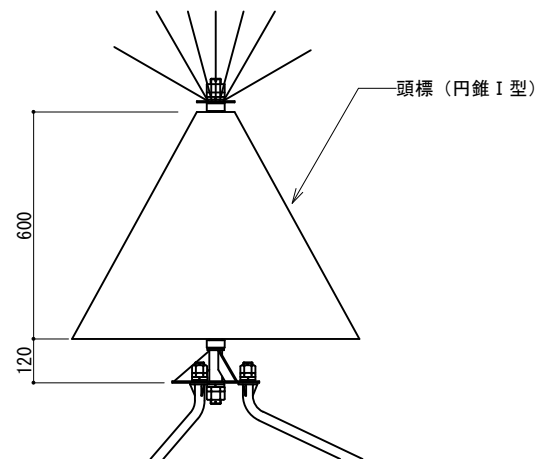
図面番号 2 / 7



頭標取付図 S=1/20

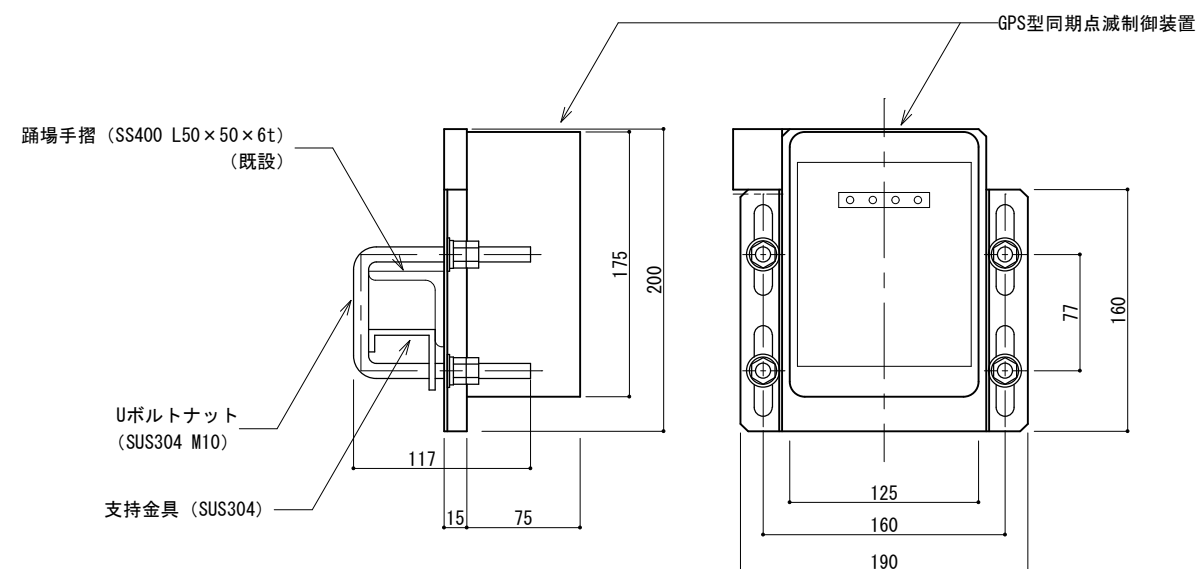


A部詳細図 S=1/5



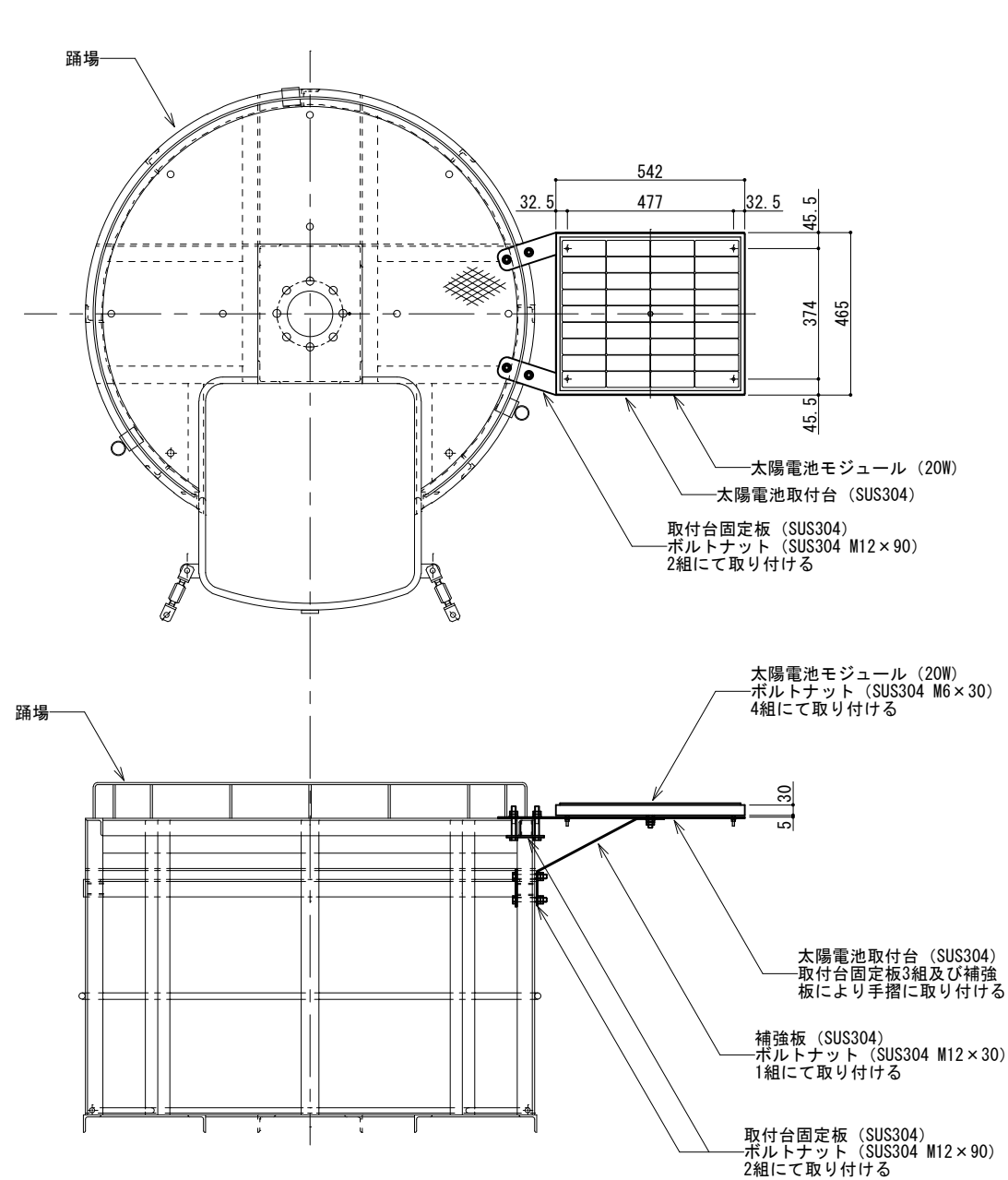
規格及び年式により寸法が異なるので注意すること

LED浮標灯器取付図 S=1/20



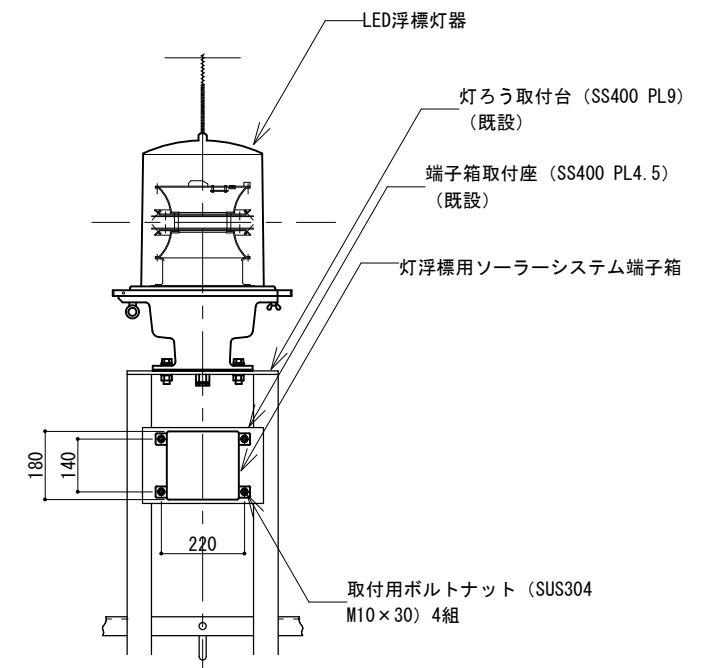
GPS型同期点減制御装置取付図 S=1/5

灯浮標用ソーラーシステム取付図

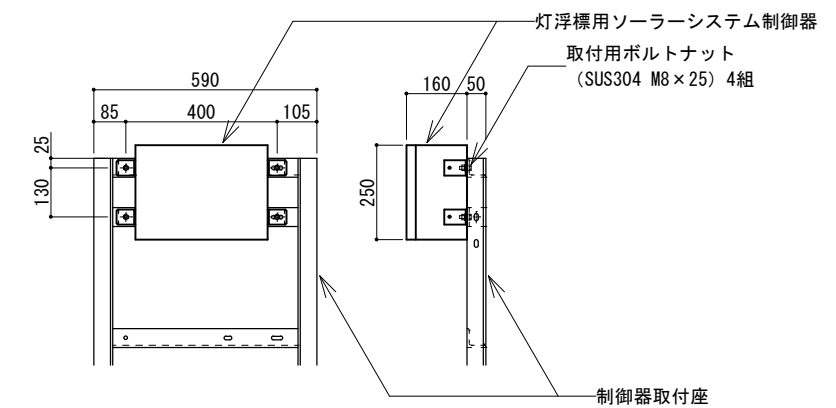


太陽電池モジュールの取付数量は別表1による

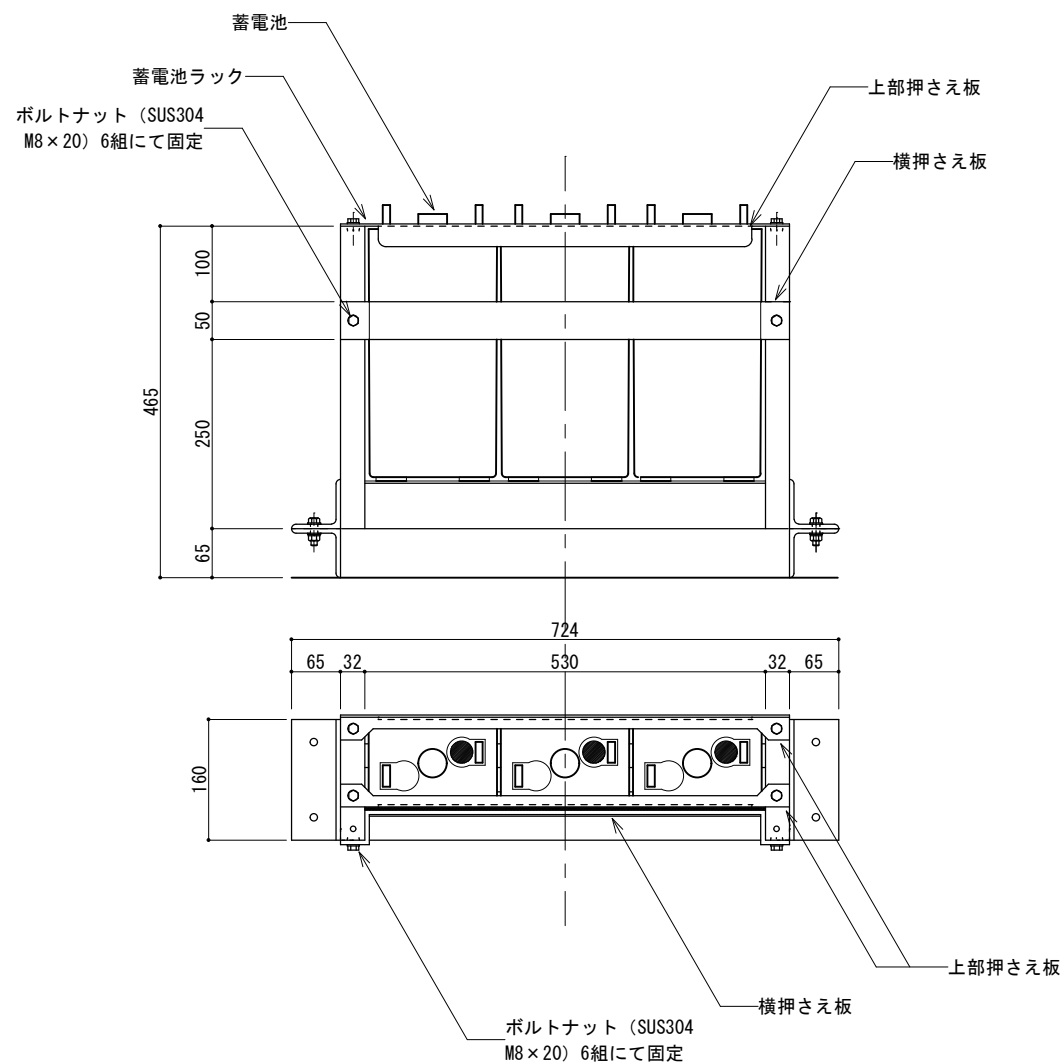
太陽電池モジュール取付図 S=1/20



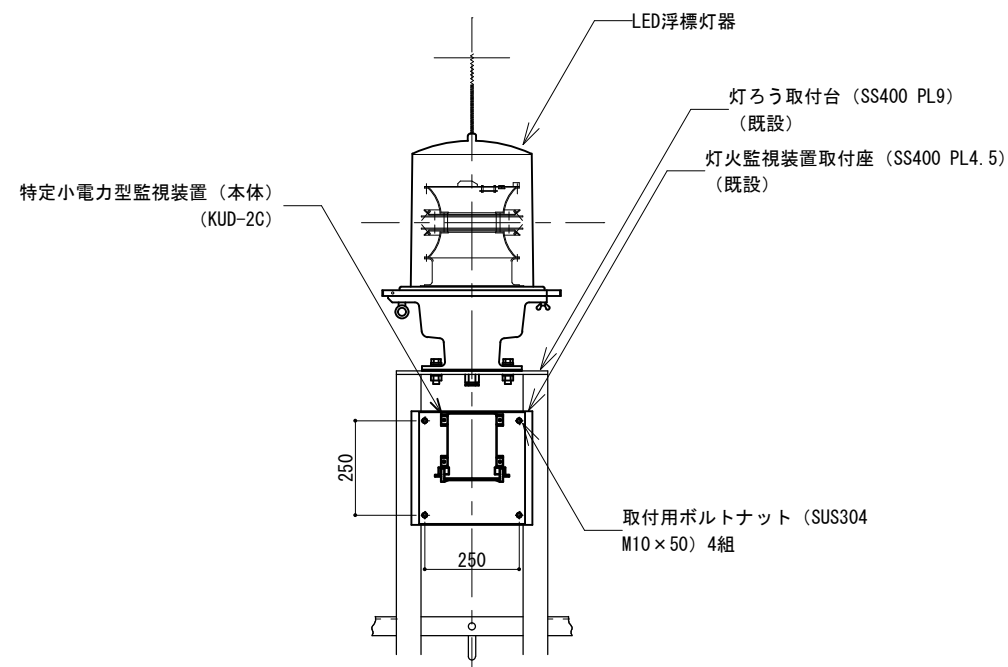
灯浮標用ソーラーシステム端子箱取付図 S=1/20



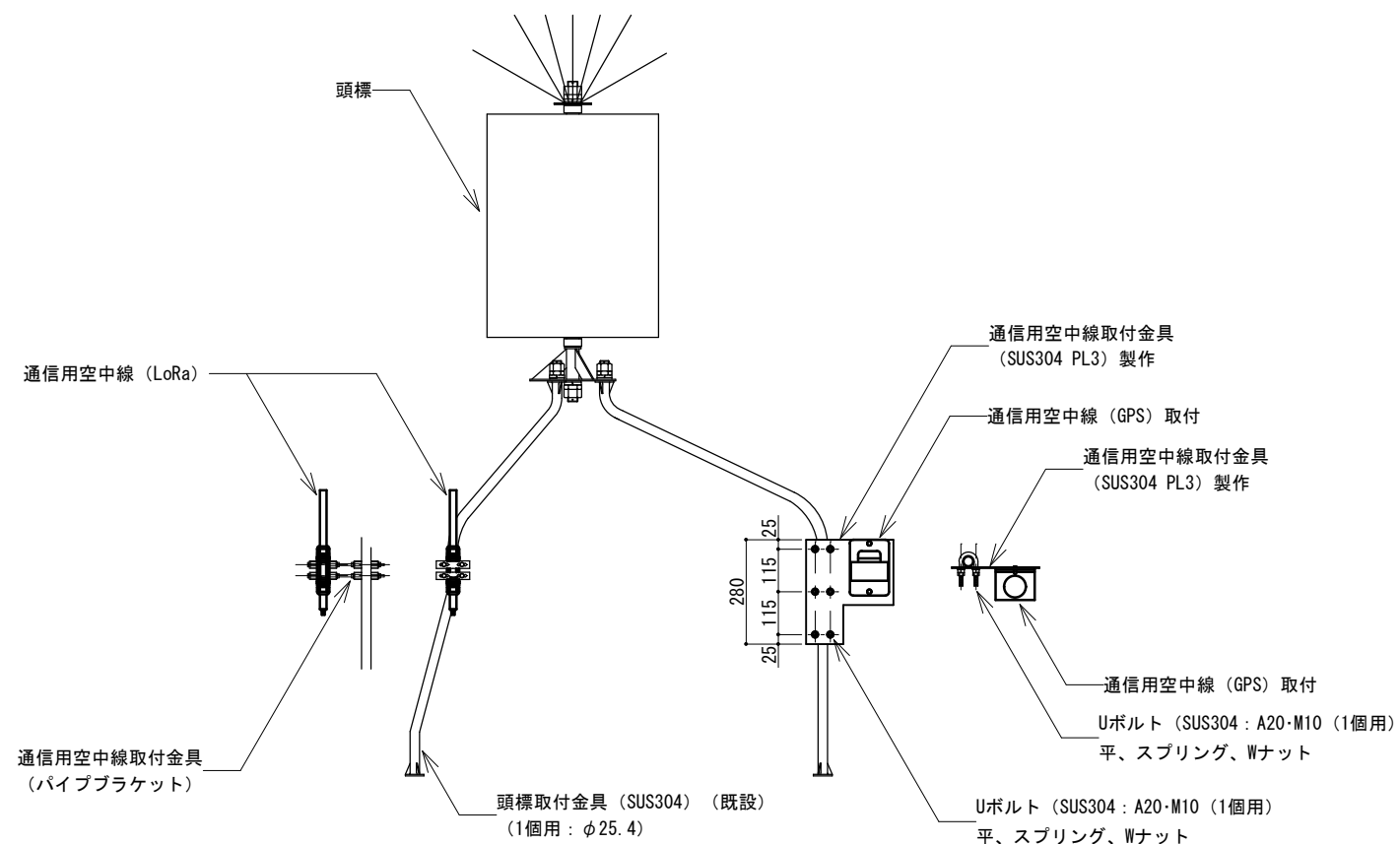
灯浮標用ソーラーシステム制御器取付図 S=1/20



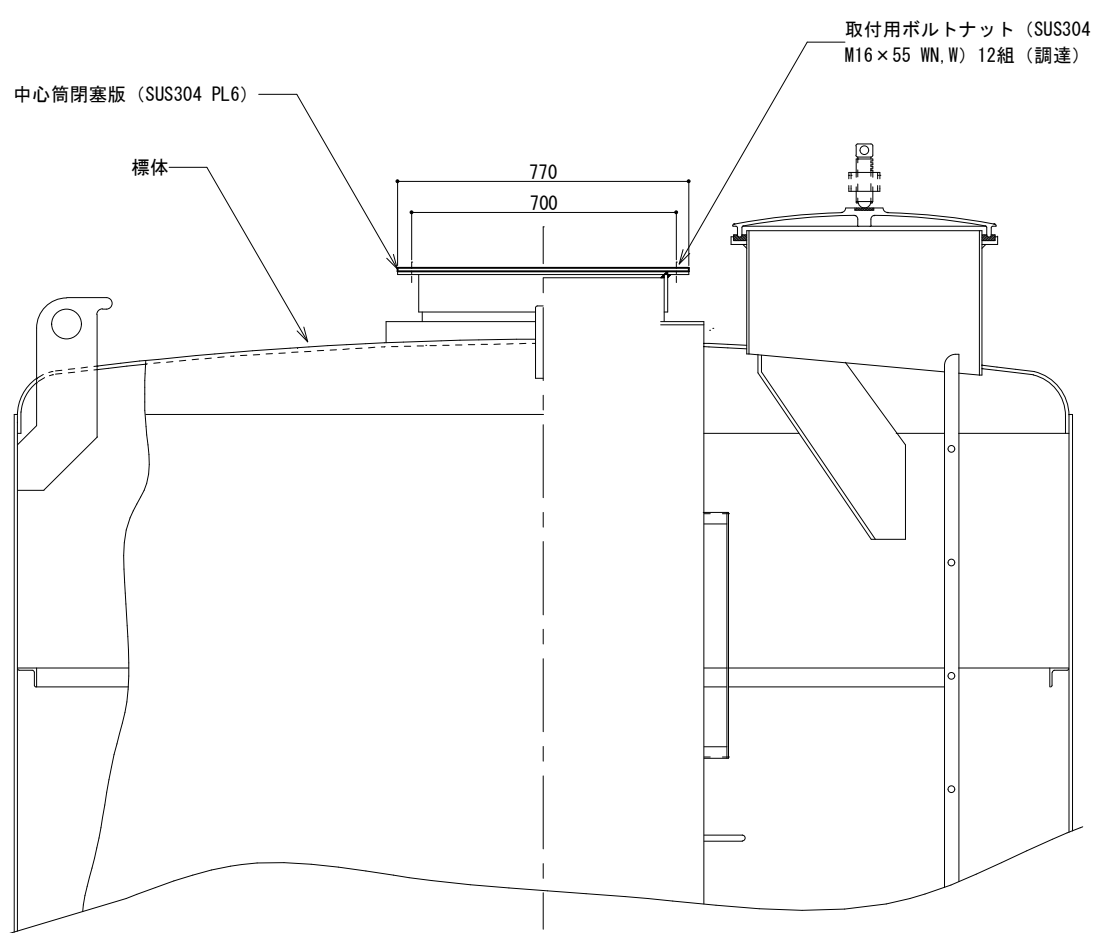
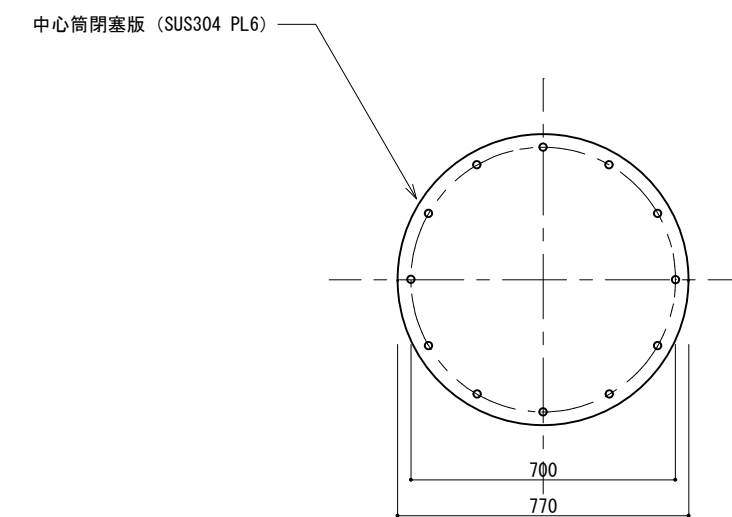
蓄電池取付図 S=1/10



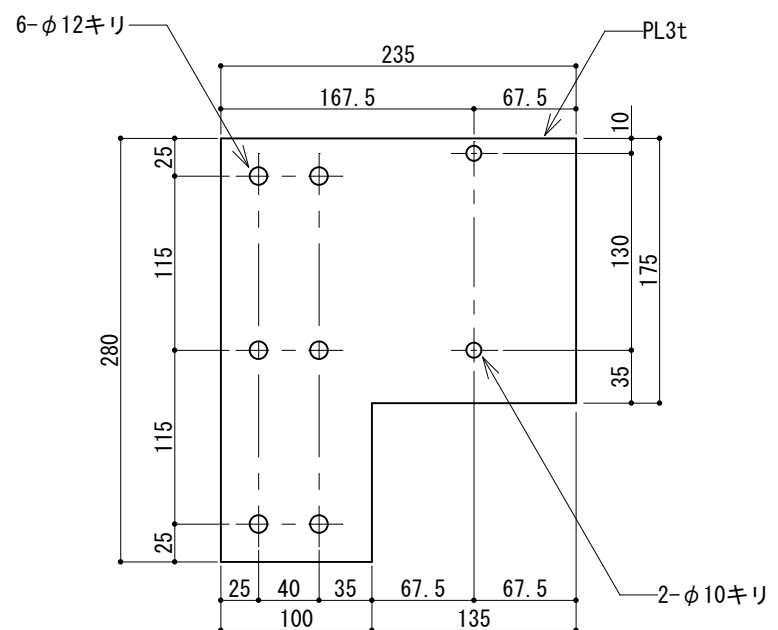
特定小電力型監視装置本体取付図 S=1/20



通信用空中線取付図 S=1/20



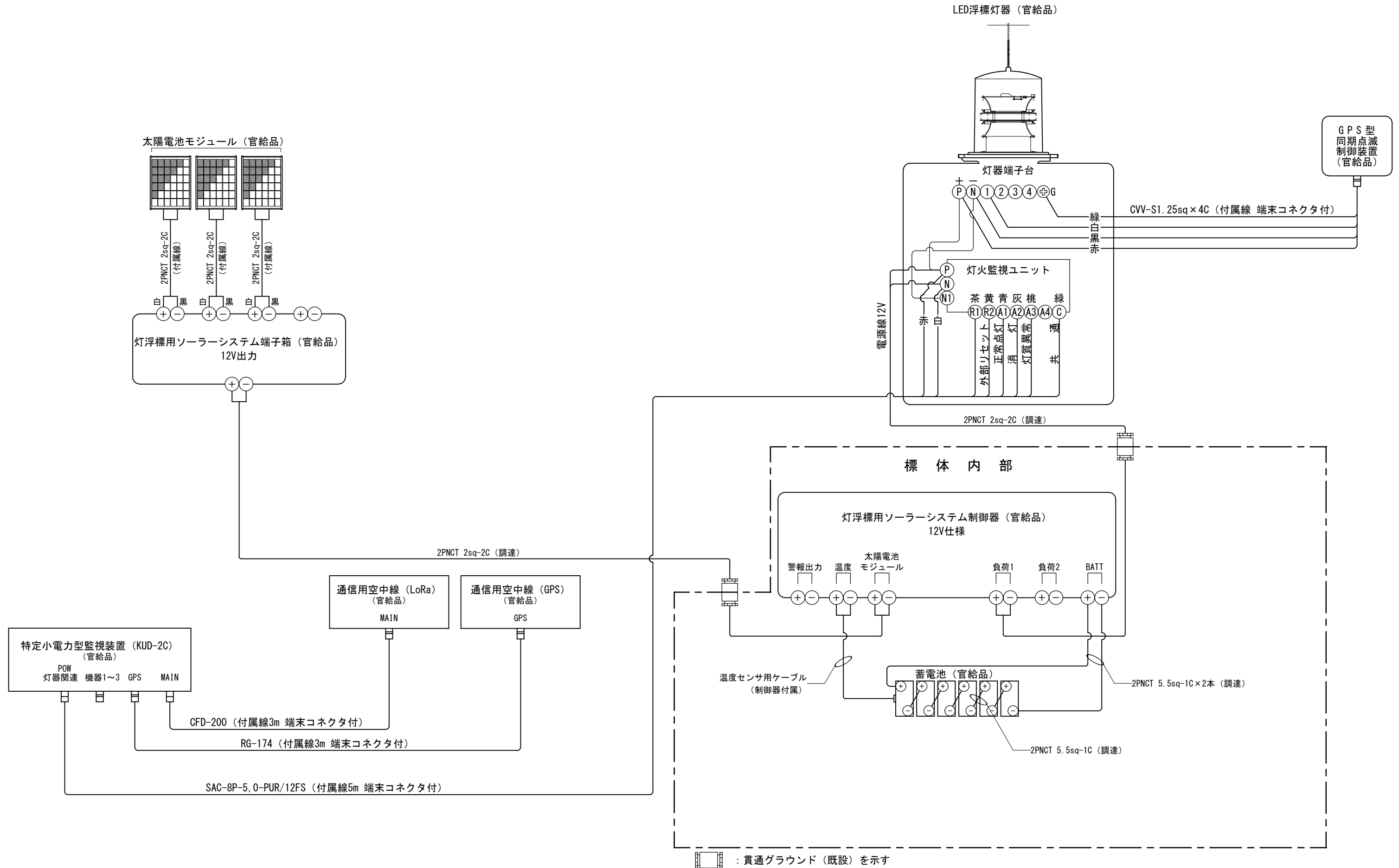
中心筒閉塞版取付図 S=1/20



- 【製作仕様】
1. 材料は、ステンレス (SUS304) とする。
 2. 部材の切断面は、面取りを行うこと。
 3. 仕上げは、酸洗い処理とする。
 4. 製作数量：4個
 5. 付属品 (1個分)
Uボルト (SUS304 20A M10 C形 平ワッシャー、
Wナット) 3組

通信用空中線取付金具 (1個用) 製作図 S=1/5

配線系統図



令和8年度

件名 七尾港第二号灯浮標ほか3基交換工事

図面名称 配線系統図

縮尺

図示



第九管区海上保安本部

図面番号 7 / 7